

入 札 公 告

だて地域生活支援センター共同生活援助事業に係る地中熱利用冷暖房設備工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成30年11月20日

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
理 事 長 吉 田 洋 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 だて地域生活支援センター共同生活援助事業に係る
地中熱利用冷暖房設備工事
- (2) 工事場所 伊達市舟岡町134番地1ほか7筆
- (3) 工事期間 【第1工期】契約の日から2019年2月14日まで
※ ただし、第1期工事の着工は、敷地内に現存する倉庫等の撤去作業
があるため、実際の着工開始の時期は2019年1月中旬から開始。
【第2工期】2019年補助金交付決定通知日の翌日から
2019年11月末日まで
- (4) 工事概要 入札説明書による

2 発注者

札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル6階
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
理事長 吉田 洋一

3 入札参加資格

本建設工事の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。

- (1) 発注工事の対応する地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により北海道知事が定めた契約の書類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 北海道が定めた「競争入札参加資格指名停止事務処理要領」（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名の停止を受けていないこと。
- (3) 平成29・30年の北海道における管工事の競争入札参加資格がA等級に格付けされていること。
- (4) 道内に建設業法に基づく本社を有すること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 道税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

4 契約条項を示す場所

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団事務局

TEL 011-271-5531 FAX 011-271-5539

5 入札参加資格審査申請書等の交付に関する事項

(1) 交付期間

平成30年11月20日（火）から平成30年11月27日（火）までの5日間
（土曜、日曜日は除く。）毎日午前9時から午後4時まで

(2) 交付の場所

4と同じ（北海道社会福祉事業団ホームページでもダウンロード可）

6 入札参加資格審査申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出の期間

平成30年11月21日（水）から平成30年11月28日（水）まで（土曜、
日曜日は除く。）毎日午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

4と同じ

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 平成29・30年度北海道競争入札参加資格決定通知書（写し）

ウ 道税、消費税及び地方消費税等の納税証明書

7 入札参加資格審査に関する事項

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）
第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者
が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年11月30
日（金）までに書面により通知する。

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階（法人事務局会議室）

(2) 入札日時

平成30年12月6日（木）午前10時00分

(3) 開札場所

(1)と同じ

(4) その他

ア 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求められることがあるので、あらかじめ用意すること。

- イ 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- ウ 提出された資料は、返却しない。
- エ 提出された資料は、無断でほかに使用しない。
- オ 入札書及び積算内訳書については、提出後の再提出は認めない。

9 入札無効に関する事項

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他の入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出または提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者の入札

10 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 予定価格

予定価格は事後公表とする。

12 その他

- (1) 入札の執行回数は、3回までとする。
- (2) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、この入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) この入札の執行は公開する。
- (4) 入札に参加する者は、北海道知事が別に定める建設工事競争入札心得を承知すること。
- (5) 入札手続きの取り消し
落札者の決定後において、入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (6) その他この入札に関し不明な点は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団事務局まで照会すること。

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階
TEL 011-271-5531 FAX 011-271-5539